

21. 上手な自社株引下げ対策

とは

「上手な自社株引下げ対策」の勘所は 以下の3点です

- 第1. 現状の自社株の評価における「会社規模」の位置と相続税法上の評価額の算定を行なうことです。
- 第2. 自社株の次世代への譲渡時期を決めた上で適切な時期に実行することです。
- 第3. 専門家の助言を受けることです。

1. 現状の自社株評価における「会社規模」の位置と相続税法上評価額の算定を行う

(1) 自社株の評価は会社規模によって評価の方式が異なります。

会社規模		純資産価額方式(①)	類似業種比準価額方式(②)
大会社		0 %	100 %
中会社	大	10	90
	中	25	75
	小	40	60
小会社		100	0

(注) それぞれの規模の会社は選択によって①を採用することもできる。

- (2) 株式保有特定会社や土地保有特定会社と判定されるときは、①の方式の適用となります。又、資産管理会社等や医療法人は「納税猶予制度」の対象とされません。
- (3) 上記の確認の後、自社株の評価を行ないます。経済不況下の今日では、①の方式の評価額が②の方式の評価額を上回るケースが多いと思われます。

2. 自社株の次世代の譲渡時期を決めて実施する

- (1) 現オーナー経営者の年齢や、後継者側の受入態勢の状況等を見ながら、次世代への自社株の譲渡時期を決めます。自社株の譲渡までの年月の長短で取り得る手段に制約等が生じてくるためです。
- (2) 取り得る対策と効果が生じるまでに要する期間

評価方式	対 策 の 例	必要な期間
①	現オーナーに退職金を支払った後、株を移動する (1) [同時に、「相続時精算課税」が有利と判断される場合は、 このタイミングで選択する。以下同じ]	概ね1～2年
①	(2) 特別配当や記念配当で資産を流出させる	同上
①	(3) 高収益事業を子供が株主の会社へ譲渡する	同上
①, ②	(4) 納税猶予の適用に向けての申請手続を行う(注)	同上
②	(5) 下記のような会社区分の変更(小→中, 中→大)を行う 業種変更(例 卸→小売), 合併, 雇用, 借入による資産取得等	同上
①	(6) 借入を起こして賃貸物件を会社で購入する (3年経たないと固定資産税評価額にならない)	3年超

(注)納税猶予制度の限界

↳ 発行済株式数の2/3までで、税額の80%を猶予するもの。全てを猶予するものではないので、残余の部分については引き続き他の対策が必要です。

納税猶予制度の取り消しの危険性

↳ 雇用維持要件等が満たされなくなった場合には、猶予が取り消されます。

3. 専門家の助言を受ける

- (1) 自社株対策には、①. 自社株の評価額を如何に下げるかという税務の側面の外、②. 不動産の時価の適正な評価という鑑定評価の面、その他③. 安定株主対策等その法的な側面があります。
- (2) 「経営承継円滑化法」の遺留分に関する民法の特例制度の利用に関しては、税理士と法律専門家が協議しながら手続を進めていく必要がありますし、又、相続に関しては遺言の作成等法的分野の事前対策も多々あります。
これらの複雑な対策を総合的に進めていくためには、専門家同士の堅密な連携と必要な期間の確保が欠かせません。